

お客様からの現金や通帳・証書等のお預りについて

イオ信用組合では、お客様から現金や通帳・証書等をお預りするにあたり、以下の手続きに従い対応させていただいておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

1. 「受領証」、「預り証」等の発行について

- (1) 当組合の職員が、訪問先でお客様から現金や通帳・証書等をお預りする場合は、必ず当組合所定の「受領証」もしくは「預り証」を発行してお渡しいたしますので、「受領証」や「預り証」に記載された内容が、ご依頼内容と相違ないかご確認のうえ、必ずお受け取りください。
携帯端末機が使用できない場合は「受取書（お客様用）」をお渡しいたします。

【注】現金をお預りする場合は、「受領証」をお渡ししますので、お客様におかれましては、見出しが「受領証」であることと「金額」を必ずご確認ください。

- (2) お渡しした「受領証」、「預り証」等は、現金のお届けや通帳・証書等をご返却した際に回収させていただきますので、ご依頼の手続きが終了するまで大切に保管してください。
(3) お客様のご依頼により現金をお届けした際には、組合所定の「現金受取書」にお受取人様の自署により日付、金額、ご署名をいただきます。「現金受取書」記載のお支払い明細金額とお届けした現金に相違ないことをその場でご確認ください。

なお、後日店舗から確認のご連絡を差し上げる場合がございますので予めご了承ください。

2. 定期積金の掛込金集金について

- (1) お客様より掛込金を受領の際は、「受領証」に代えてお客様の定期積金証書の掛込金領収欄に、集金担当者氏名および日付入りの領収印を押印いたします。
(2) お客様が定期積金証書を提示できず掛込金を集金する場合、集金担当者は「受領証」を発行してお渡しいたします。次回以降訪問の際、定期積金証書をご提示いただければ、「預り証」と引換に一旦お預りし、営業店で記帳後、お届けいたします。定期積金証書をお届けした際には定期積金証書と引換に、お渡しした「預り証」を回収させていただきます。なお、集金の際にお渡しした「受領証」につきましては、定期積金証書が記帳されたことをご確認いただけるまで、大切に保管してください。

3. 渉外担当者が発行する「受領証」、「預り証」等の様式について

当組合所定の「受領証・預り証」、「受取書（お客様用）」等の様式は以下のとおりです。

※名刺やメモ等、当組合所定の様式以外で現金や通帳・証書等をお預りすることはございません。

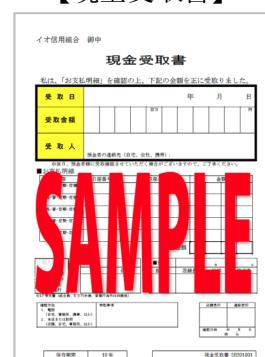
【受領証・預り証】



【受取書（お客様用）】



【現金受取書】



※「取扱者印」欄には、集金担当者氏名および日付入りの領収印を押印いたします。

ご不明な点等がございましたら、店舗窓口までお問合せください。